

平成26年度 第3回
地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会

平成27年3月26日（木）午後6時30分から
西都市役所議会委員会室

1 開会

2 委員長あいさつ

3 議事

（1）地方独立行政法人西都児湯医療センター中期目標（案）について

4 その他

5 閉会

地方独立行政法人西都児湯医療センター中期目標案について

1 はじめに

西都市は、救急医療を提供する公的医療機関として、行政の実施責任を明確にし、経営基盤の安定・強化と市民及び地域住民の安全・安心な暮らしを守ることを目的に、地方独立行政法人西都児湯医療センター（以下「医療センター」という。）を設立する事を目指している。

その基本方針となるべき中期目標について、地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）が設置され、定款に定められた救急医療を安定的に提供し、地域の医療機関と連携しながら患者に選ばれるための病院となるため、そして地域への社会的貢献を果たす公的医療機関としても経営されることを念頭に、平成27年2月6日の第1回会議から審議・検討が重ねられてきた。

2 当初案に対する意見等について

評価委員会の第1回会議（平成27年2月6日開催）及び第2回会議（平成27年2月23日開催）において、各委員から出された中期目標原案に対する意見をまとめると、以下の通りである。

（1）医療サービスの項目に係る意見

- ① 「地域完結型医療」については、‘病院内完結’と受け取られかねない表現である。
- ② 「初期救急医療体制を維持する」については、病院内の常勤医師だけで維持していくことを目標に掲げているように受け取られかねないが、実際には、行政主導で医師会をはじめとした地域の医療機関からの応援で実施されるべきものである。
- ③ 「医療圏外の高度急性期病院で治療を終えた地域在住の患者を受け入れ」については、回復期までを担う医療機関と受け取られ、急性期に重点を置く医療機関という位置づけが変化してくる。

（2）医療の質の向上の項目に係る意見

- ① 医療の質に関する項目は、医療サービスとともに病院事業の根幹に係る部分であり、もう少し充実した項目とすべきである。
- ② 研修制度については、業務運営の改善と効率化の項目としてあるが、本来医療の質の向上の項目とすべき事項である。
- ③ 医療連携を図っていくことが医療の質の向上にも繋がっていく。クリニカルパスの導入、特に脳卒中を中心にやっていくのであれば、脳卒中パスの導入を図るなど、直接コンタクトすることで医療連携する機会が増え、導入すること自体が地域の医療機関と連携するということになる良い方法である。

(3) 患者サービスの項目に係る意見

- ① 市民をはじめとする地域住民に対し、積極的な情報発信をする事で、医療サービスの内容を公開し、患者に選ばれ、安心して受診される医療機関となって欲しい。
- ② 地域の医療機関との連絡を密にする事が重要。救急患者は医療センターで受け入れ、症状が落ち着いたらかかりつけ医に引き継ぐという関係を築いて欲しい。このような機能を果たす地域医療連携室を十分なスタッフでしっかりとやって欲しい。
- ③ 西都市からの患者流出の一部分を医療センターが担えるようになれば、地域住民から喜ばれる。特に高齢患者や家族の負担も軽減される。

(4) 社会貢献等に係る意見

- ① 公的医療機関への形態変更を目指すのだから、社会貢献も視野に入れ、研修医の教育機関としての役割が果たせるような医療機関になって欲しい。初期研修医等の受け入れは、マンパワーの確保にもなるし、病院の若返り、活性化にも繋がる。

(5) その他の意見

- ① 医師会をはじめとする地域の医療機関との連携は、非常に重要である。今後も医療連携ということを出していかなければ地域の医療機関に受け入れられないと考えている。
- ② 患者流出率が高く、医療費の観点からも流出率を減らせる様な中核的病院が望まれる。実現すれば、地域の医療機関も潤い、好循環が生まれることが期待される。
- ③ 地域医療機関との連携を考えると、医師会にも評価委員会に参加していただくことを要望する。

3 当初案に対する修正方針について

評価委員会第2回会議までに各委員から提案された意見等については、全体的に救急医療等の医療サービスの安定提供及び病院の質の向上に資する貴重な提言であり、地域の医療機関との医療連携などを通して市民や地域住民から選ばれる地域の中核的施設として、今後の医療センターが取り組むべき重要な課題として、できる限り中期目標に反映することを基本的な方針とする。また、地元医師会との連携の重要性を認識し、医師会に対し、評価委員会への参加を継続して要請していく。

4 中期目標の修正案について

別添のとおり

地方独立行政法人西都児湯医療センター 中期目標（案）

前文

西都市は、昭和55年に建物を設置し、西都市西児湯医師会が運営する公設民営型の西都市西児湯医師会立西都救急病院（後の西都医師会病院）を開院し、地域住民の救急医療のニーズに対応して、緊急に医療を必要とする患者の救急医療及び入院治療を提供してきた。

平成21年には、医師不足問題、開設者である同医師会会員の高齢化、それらに伴う経営状況の悪化などを背景に、同医師会が同病院の経営から撤退することとなった。西都市は、本格的な人口減少・少子高齢化社会を迎える中で、地域住民の医療に対する安心・信頼を確保し、需要に的確に対応していくためには同病院の存続は不可欠との判断から、平成23年4月に官民共同型として設立された医療法人財団西都児湯医療センターを支援し、西都児湯医療圏の中核的医療機関として、初期救急医療体制の維持とともに、脳神経外科・呼吸器内科を中心とした医療を地域住民に対して提供している。

こうした中、国は、団塊の世代が後期高齢者に突入する平成37年（2025年）に向けた高齢者医療の充実と医療費の抑制を目指し、医療制度改革や診療報酬改定に取り組んでいる。加えて、平成16年の新臨床研修医制度の導入に端を発した全国的な医師不足の問題は、当医療圏においても深刻であり、当医療センターでも医師の確保は喫緊の課題となっている。また、高齢化の進行に伴う医療需要の変化など、当医療センターを取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応していく必要があり、加えて、南海トラフ巨大地震などの災害発生に備えて、地域災害拠点病院としての役割を果たすことも求められている。

このような地域に求められる役割を継続的かつ安定的に提供していくためには、当医療センターが医師をはじめとする医療職を確保できる体制を整備し、安定した経営の下で運営される必要がある。

そのためには、地域住民や関係機関・団体、大学等との連携・支援体制の強化が不可欠であるとともに、より公的な医療機関としての位置づけを明確にし、確実な医師確保につなげる必要があるため、地方独立行政法人西都児湯医療センター（以下「法人」という。）を設立することとした。

法人が、透明性、安定性、自立性といった地方独立行政法人の特徴を最大限に活かし、地域の医療機関との連携によって地域住民の健康の維持及び安全安心の確保に寄与することを求め、ここに基本的な方針としての中期目標を定める。

第1 中期目標の期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間とする。

第2 住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療サービス

- (1) 緊急性の高い脳疾患や地域に不足している内科疾患における~~地域完結型医療~~~~二次救急医療~~の提供

緊急性の高い脳卒中等の脳疾患を積極的に受け入れるとともに、当医療圏に不足している呼吸器及び消化器等を中心とした内科系疾患の受入体制を整備し、~~地域完結型の医療を目指す~~~~地域の医療機関と役割分担をしながら医療圏内における完結型医療を目指して、二次救急医療の提供を行うこと。~~

- (2) 初期救急医療体制の維持

地域にとって不可欠な初期救急医療体制を維持するとともに、法人での対応が困難な救急については、医療圏外の二次・三次救急病院との連携を図り、迅速かつ適切な対応を行うこと。

- (3) 医療連携の推進

~~医療圏外の高度急性期病院で治療を終えた地域在住の患者を受け入れ、地域の中核病院としての役割を果たすため、~~充実した医療設備や手厚い看護体制によって症状の安定化を図り、地域の医療機関若しくは高齢者施設へのスムーズな受渡しを行うことなど、~~医療連携の推進・強化に努めること。~~

- (4) 地域災害拠点病院としての役割

今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震などの災害発生時やその他の緊急時において、西都児湯医療圏の地域災害拠点病院として、施設要件等の機能の維持に努めるとともに、迅速かつ適切な医療提供ができる体制を整備すること。

2 医療の質の向上

- (1) 医療職の確保

医師会などの関係機関・団体や大学などの教育機関との連携強化を図り、優秀な医師、看護師、医療技術職等の確保に努めること。

- (2) 医療安全対策の徹底

患者や職員に関する安全の確保のための医療安全体制を整備し、医療安全対策の充実を図ること。

- (3) クリニカルパス導入の推進

医療連携の強化と医療の標準化・最適化を図るため、クリニカルパス（病気ごとに、治療や検査、看護ケアなどの内容及びタイムスケジュールを一覧表に表したもので、医療連携の標準化、効率化等に資する入院診療計画書）の導入に努めること。

- ~~(3)~~(4) 高度医療機器等の計画的な更新・整備

地域の中核的病院としての役割を果たすため、救急医療をはじめ各診療分野において高度医療の充実に努めるとともに、法人に求められる医療を提供できるよう、必要な高度医療機器や診療支援システムを計画的に更新・整備

すること。

(5) 研修制度の確立

職務や職責に応じた能力の向上及び各部門における各種専門資格の取得による専門性・医療技術の向上を図るため、研修制度を整備し、計画的な研修を行うこと。

3 患者サービス

(1) 患者中心の医療の提供

患者の権利を尊重し、インフォームド・コンセント（患者やその家族が自ら受ける治療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるような説明を受けたうえでの同意をいう。）を徹底すること。

(2) 快適性の向上

診療待ち時間の改善や院内清掃の徹底などによる、患者や来院者への快適な環境の提供を図ること。

(3) 相談窓口の設置及び情報発信

地域住民から選ばれ、受診しやすい病院となるため、患者相談窓口を設置するとともに、積極的な情報発信に努めること。

(4) 職員の接遇向上

地域住民が満足する施設であるために、患者や来院者の意向を把握して施設全体の接遇の向上を図ること。

(5) 医療連携体制の充実

地域医療連携室を設置するなど、かかりつけ医をはじめとする医療機関等との連携を緊密にすることで、患者の安心・安全な医療環境が構築されるよう、医療連携体制の充実に努めること。

4 公的医療機関としての役割

臨床研修医などの受入れを積極的に行うため、大学医学部などの医育機関との連携強化により教育研修体制を充実させ、若手医師の育成に貢献するとともに、地域の医療機関への定着の契機となるよう、公的医療機関としての役割を果たすこと。

4.5 法令遵守

医療法（昭和23年法律第205号）をはじめとする関係法令を遵守し、公的病院としての行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより、適正な業務運営を行うこと。また、診療録（カルテ）等の個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示を適切に行うこと。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 法人運営管理体制の確立

法人の運営が適切に行われるよう、理事会等の意思決定機関を整備すると共に、権限委譲と責任の所在を明確化した効率的かつ効果的な運営管理体制を構築すること。また、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標を着実に達成できる体制を整備すること。

2 業務運営の改善と効率化

(1) 予算の弾力化

地方独立行政法人制度の特徴である中期目標及び中期計画の枠の中で、予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行うことにより、効率的、効果的かつ迅速な事業運営に努めること。

(2) 適切かつ弾力的な人員配置

高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、医療ニーズに沿った職員を適切かつ弾力的に配置すること。

(3) 人事評価制度の構築に向けた検討

職員の努力が評価され、業績や能力を的確に反映した公正で客観的な人事評価制度の構築に向けた検討を行うこと。

~~(4) 研修制度の確立~~

~~職務や職責に応じた能力の向上及び各部門における各種専門資格の取得による専門性・医療技術の向上を図るため、研修制度を整備し、計画的に研修を行うこと。~~

第4 財政内容の改善に関する事項

1 持続可能な経営基盤の確立

(1) 収入の確保

法人が担うべき役割及び地域の患者ニーズに沿った医療サービスの提供により適切な収入の増加を図ること。また、診療報酬の改定や法改正等に的確に対処し、収益を確保するとともに、未収金の発生防止策や適正な回収に努めること。

(2) 支出の節減

医薬品及び診療材料費、医療機器等の購入や各種業務委託において、多様な契約手法を導入して費用の節減・合理化に取り組み、効率的・効果的な事業運営に努めること。

(3) 役割と負担の明確化

法人が救急医療等の政策的医療を提供する場合においては、その部門では採算がとれない場合もあり得る。市と法人は協議のうえ、それぞれの役割や責任、その負担のあり方を明確にし、運営費負担金の基準を定め、市は法人に対して必要な費用を負担する。法人は、この主旨を踏まえ、効率的・効果的な業務運営を行うこと。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 病院施設整備に向けた取組み

病院施設の整備に向けて、新病院建設の必要性を含めた検討を市及び関係機関と連携して行うこと。